

令和6年度 第5回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和6年11月22日（金）午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 井上会長 澤田職務代理 谷川委員 山口委員 大影委員 加賀委員

建築審査会次第

1 議案審議

議案第5号

2 報告事項

3 その他

会長 7名中6名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、大影委員、山口委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第5号議案の説明をお願いします。

第5号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地の東側に隣接する駐車場の雨水排水はどのようなになっていますか。

事務局 空地の勾配が東側の道路に向かって下がっていますので、駐車場の雨水は東側の道路に流れていくものと推測します。

委員 上下水の本管は空地の中に入っているのでしょうか。

事務局 入っております。

委員 申請地西側の敷地は過去に許可されており、対側から一方後退した位置に側溝整備をしているようですが、今回の申請地が整備する側溝と繋がるのでしょうか。

事務局 西側隣地については、接道敷地と法第43条を要する敷地の一部に面しており、接道敷地に面する部分は一方後退、接道敷地と法第43条を要する敷地が切り替わる部分は、切り替わる点から4mの円弧を包含する形で斜めに側溝を整備しています。今回の申請地も西側隣地と同様に接道敷地と法第43条を要する敷地が切り替わる部分は切り替わる点から4mの円弧を包含する形で側溝整備を指

導しているため、西側隣地で整備された側溝と繋がる計画となっております。

委員 申請地の対側は接道しているのでしょうか。

事務局 申請地の北東側は敷地北側の道路に接道する敷地です。申請地の北側は法第43条の許可を要する敷地です。

委員 申請地の北西側の敷地は接道敷地ですか。

事務局 申請地の北西側は接道敷地です。申請地北側の法第43条の許可を要する敷地とは別敷地となっております。

委員 申請地の北側は中心後退し、現況の花壇を撤去することになるのでしょうか。

事務局 建て替えの際には、中心後退を求め花壇を撤去していただくことになります。

委員 申請地東側の駐車場敷地において建て替え計画が出た際は、許可をするのでしょうか。

事務局 申請地東側の駐車場敷地は東側の道路に接道しているため、東側の道路に接道させる計画が出てくるものと想定しております。

委員 空地に接道する敷地に分割した場合はどうなるのでしょうか。

事務局 接道敷地を法第43条の許可が必要な敷地に分割することは認めておりません。

委員 そうすると、今回の申請地から東側の空地が拡張される見込みはないのでしょうか。

事務局 申請地北側の法第43条の許可を要する敷地の前までは空地が拡張されます。今回の申請地に面する部分は中心後退、申請地の東側に隣接する駐車場に面する部分は一方後退を求めます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第5号について決議を取ります。皆様、同意ということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局	報告事項 法第43条第2項第2号許可 1件
-----	-----------------------

事務局	報告事項 法第43条第2項第2号に基づく許可取扱要領の改正について
-----	-----------------------------------

会長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見ございますか。

委員 意見なし。

事務局 次回は12月25日（水）午前10時00分から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは、以上をもちまして第5回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。